

国民健康保険税

短期保険証の『短』記載は必要か



森脇 徹 議員

答

調整させていただきます。

〔問〕 「滋賀県国保運営方針案」の協議調整内容は。

〔答〕 健康福祉部長

保険税の標準算定や徴収の適正な実施、保険事業等の内容です。3月に首長間の確認事項提示、5月頃に各市町に意見聴取の後に決定されます。

〔問〕 保険税統一の方向で医療費の適正化は図れるのか。市独自の医療費軽減を目指した健康推進や健康診断の充実が失われるのではないか。

〔答〕 健康福祉部長

その懸念は各市町から指摘があります。その解決に向けては今後の課題ですが、一元化を契機として各市町の保険事業を一定水準以上に高めることを目標とし、全体の努力の総和で医療費を適正化していくべきとの意見があります。本

市も他市の保険事業を参考に、高い水準での保険事業推進を目指します。

〔問〕 市国保は2年連続引上げた。払える国保税へ引き下げるべきでないか。

〔答〕 健康福祉部長

被保険者の減少や給付費の増加で厳しい財政運営であり、引き下げを検討できる状態ではありません。

〔問〕 では市国保の滞納世帯の動向はどうか。

〔答〕 健康福祉部長

昨年・一昨年の国保税改定以降も滞納者数は横ばいの状況です。

年度	世帯数				短期証発行総数				滞納件数					
	2割軽減	5割軽減	7割軽減	その他	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月				
H25	8227	4375	2153	919	505	279	1118	615	575	8	29	0	612	1168
H26					83	531	40	25	0	596	1104			
H27					7	511	23	15	2	551	1106			
H28					468	35	12	2	2	517				

市国保税額軽減世帯数

〔問〕 27年度の滞納1106世帯、短期保険証交付511世帯と資料にあるが間違いはないか。

〔答〕 総務部長

間違いございません。

〔問〕 短期保険証には1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月間有効とあるが、振り分け基準は何か。

〔答〕 総務部長

期間は原則1ヶ月間としていますが、滞納者から事情の聞き取りをさせていただき、決定しており、年金月しか分納できない方につきましては、2ヶ月間とする等です。

〔問〕 市例規に短期証書等に係る取扱要綱があり、第3条に有効期限記載の規定がある。『短』という文字記載の条項はないが、記載は必要なのか。

〔答〕 総務部長

納税義務と公平性の原則について、滞納者にもご理解をいただいている短期証の交付です。指摘の件につきましては調査させていただきます。

〔問〕 短期証の上部の有効期限の記載の右に『短』とある。これは表記しなければならぬのか。

〔答〕 健康福祉部長

その表記については承知しておりません。

その他の質問

- 大雪警報下での児童生徒と弱者を守る道路行政を
- 森林整備の先陣事業となる、境界明確化事業を本格的に